

## 河川排水機場監視カメラ用ノートパソコン賃貸借 仕様書

### 1. 業務の目的

この賃貸借契約で導入するノートパソコン等は、河川排水機場監視カメラ用の監視端末として使用することを目的とする。

### 2. 賃貸借物件及び支払方法

別紙「賃貸借機器一覧表」のとおり。

### 3. 契約期間、賃貸借期間及び支払方法

#### (1). 契約期間

契約締結日から令和13年1月31日まで（岡山市長期継続契約を締結することを定める条例に基づく長期継続契約）

ただし、契約期間中であっても予算の減額又は削減があった場合には、岡山市(以下「甲」という。)は本仕様書に基づき賃貸借契約を締結するもの(以下「乙」という。)と協議の上で契約を変更し、または解除することができる。

#### (2). 賃貸借期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

#### (3). 支払方法

毎月払い(契約金額を60で除して得た金額を毎月の賃借料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払い月に支払うものとする。)

### 4. 設定、設置及び撤去作業

#### (1). 搬入計画書の作成

乙は、契約締結後速やかに作業体制を整備するとともに搬入計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。なお、搬入計画書作成に当たっては、日程、搬入手順並びに機器の設定に係る基本的な作業概要の計画書(案)を甲に提出し、詳細事項については甲の指示に従うものとする。設置場所等の調査・確認については事前に甲の承認を得て行うものとする。

#### (2). 搬入及び撤去

賃貸借物件の搬入、賃貸借期間満了後の設置場所からの回収・撤去に要する費用は、乙の負担とする。

なお、賃貸借期間満了後は配置した賃貸借物件を全て撤去すると同時に、当該物件に記録されたデータの完全消去または記録媒体の破碎を行うこと。また、作業後はデータ消去または記録媒体の破碎を証明する書類を作成し、甲に提出すること。

### (3). 据付調整

#### ア 据付調整完了期限

令和8年2月1日（土）

#### イ 連絡・調整

乙は、作業実施に当たって、甲及びシステム運用業者と十分に協議し、相互の連携と協調を図り作業を進めるものとする。

#### ウ 設置場所での作業

- ・ 設置場所での作業は、他の機器等及び業務の妨げにならないように配慮し実施すること。
- ・ 貸貸借物件の搬入・設置の作業において、乙の責により甲の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、乙の責任においてこれを補修すること。
- ・ 作業終了後は、梱包材等を搬出し、移動した机等を元に戻した後、作業完了を甲あてに報告すること。なお、梱包材、甲が不要と判断する貸貸借物件の添付品等は、乙において引き取ること。このうち貸貸借期間満了後に返却が必要なものは、乙で保管するものとする。これらの保管費用は乙の負担とする。
- ・ 貸貸借物件には乙の所有物件であることを示すラベルを付与すること。
- ・ その他関連する作業

## 5. その他留意事項

- (1). 貸貸借物件は未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。
- (2). 乙が貸貸借物件を貸貸する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、甲と事前協議を行うこと。
- (3). 貸貸借物件の操作説明書は、日本語で記載されていること。
- (4). 貸貸借物件について、甲の要請に応じて機器の操作及び保守管理に必要な説明を無償で行うこと。
- (5). 貸貸借物件に付属品が必要な場合は、乙が用意し無償で貸貸すること。
- (6). 乙は、物件に対して、乙を被保険者とした損害保険契約を乙の負担により、乙の選定する損害保険会社と締結し、貸貸借期間中これを更新しなければならない。

## 6. 保証

- (1). 貸貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、乙は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り換え等を無償で行うこと。
- (2). リコール等、機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、

必要に応じて部品の交換や代替機器との取り換え等を無償で行うこと。

- (3). 上記(1)及び(2)の作業で代替機器との取り換えを行う場合は、作業後速やかに当該物件に記録されたデータの完全消去または破碎を行うこと。また、作業後はデータ消去または破碎を証明する書類を作成し、甲に提出すること。

## 7. 保守義務

本賃貸借契約には、次の通り賃貸借物件の保守義務を含むものとする。なお、乙は賃貸借物件の引き渡し後、賃貸借期間中にこの契約を支障なく行うために必要な当該機器の保守部品等を確保すること。

### (1). 保守の受付日時

甲の開庁日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

### (2). 障害時の対応

賃貸借物件に故障・機能停止等の異常が発生した場合は、甲からの指示に基づき担当者を作業場所に派遣し復帰すること。

### (3). 保守期間

本契約における保守期間は、納入日から契約期間満了日までとする。

### (4). 保守体制図の提出

障害発生時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに甲へ提出すること。

### (5). 賃貸借物件の復旧

上記(2)の作業終了後、賃貸借物件設置時の初期状態まで復旧すること。

### (6). 作業結果報告書

上記(2)の作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。

### (7). 部品等の梱包並びに運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は乙が負担すること。

### (8). 廃棄物

乙は、保守業務で生ずる梱包材等の廃棄物を、乙の責任により処分すること。

### (9). その他

- ア 乙は、賃貸借物件に関し、迅速な保守・点検・修理等の体制を整備すること。
- イ 乙の障害対応要員の派遣費用及び修理に必要な部品費用等についても賃貸借物件賃料に含めるものとし、本仕様書に記載する保守業務内容に関してはいかなるケースにおいても、甲に対して別途費用を請求することはできないも

のとする。

- ウ 定期交換部品等の消耗品については保守の範囲外である。具体的な内容については、賃貸借期間開始までに甲と乙で協議し決定すること。
- エ 賃貸借物件の搬入及び回収・撤去において必要となる消耗品等については、乙の負担において提供すること。

#### 8. 別途協議

仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。